

令和6年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月29日(土) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	窪田 良二
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	日高 仙三	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 報告第7号 合意解約等について
- 第3 議案第33号 農地法第3条の規定による許可について
- 第4 議案第34号 農地法第4条の規定による許可について
- 第5 議案第35号 あっせんについて
- 第6 議案第36号 農用地利用集積計画策定に係る意見について
- 第7 議案第37号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

おはようございます。

本日は、T 推進委員から欠席届が出ています。

それでは令和6年6月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

今月は、昨日まで6月議会がありまして、総会の開催が本日の土曜日となりましたことをお詫び申し上げます。

また、本日、総会后、農地パトロールを計画していましたが、雨が強くなりそうなので、今回は中止します。

なお、会議中は、携帯電話の電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は令和6年6月西之表市農業委員会の定例総会を案内しましたところ、推進委員の皆様、委員の皆様には出席をいただきましてありがとうございます。

何かぐずぐずした天気ですそろそろ梅雨も開けるんじゃないかなあと思ったところ、また雨が降ったりして梅雨もいつ開けるのかなあといったところです。

梅雨が終わりますとかなり日差しが強くなるのではないかと思います。

また、7月になりますと毎年利用状況調査が始まります。ますます暑くなりますので、皆さん、熱中症対策だけはしっかりして、調査を行っていただきたいと思えます。

簡単ですけども、挨拶とさせていただきます。

○議長

それでは本日の定例総会を開会します。

本日の日程は配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1 西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。2番 鮫島繁樹委員、3番 日高委員を指名します。

続きまして、日程第2 報告第7号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2 報告第7号「合意解約について」を報告します。資料は1ページです。

今月の合意解約は、1番から2番で台帳現況地目、畑が8筆、15,529平米の合意解約がありました。以上で報告を終わります。

○議長

続きまして、日程第3、議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。

議案説明の前に整理番号4番、5番は、11番委員と親が貸し手、妹が借り手ということで、農業委員会法第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の

親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが、できない」となっています。

議事参与の制限の規定によって、11番委員は、議事に参与できません。従いまして、議事の進行上、農地法第3条の規定による許可についてのうち、整理番号4番、5番を先に審議をして、その後、残りを審議したいと考えますけれども、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長

それでは議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」の議案説明を全部通してお願いします。

○事務局

日程第3、議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページから3ページです。

今月は所有権移転1件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、合計5件の申請がありました。

1番です。現和校区近政地区です。現況地目、畑の7筆面積13,266平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。安城校区平山地区です。現況地目、畑の2筆で、面積2,996平米を賃借により5年間借り受けるものです。

3番です。安城校区平山地区です。現況地目、畑の1筆で、面積2,241平米を賃借により5年間借り受けるものです。

4番です。下西校区鞍勇地区です。現況地目、畑の1筆で、面積1,041平米を使用貸借により借受けるものです。

5番です。下西校区鞍勇地区です。現況地目、畑の4筆で、面積2,017平米を使用貸借により借受けるものです。

以上で説明を終わります。

○議長

それでは、整理番号4番、5番において、農業委員会法第31条の議事参与の制限の規定によりまして、11番委員の退室をお願いします。

(11番委員退室)

○議長

それでは担当委員の報告をお願いします。整理番号4番、5番について、14番委員をお願いします。

○14番委員

14番です。整理番号4番、5番について報告します。

6月25日に、借り人、貸し人立会いのもと、現地確認を行いました。

借り人は、榕城校区在住の37歳で、今年4月から農業を開始した新規就農者です。貸し人は借り人の家族で、借り人が農業を始めるので農地を提供するため、今回、無償で貸すこととなったようです。

現地には現在、一部の畑にブルーベリーを作付けしていました。

初めての農業経営ということで、家族から農業機械を借り、また家族から経営の

技術を学びながら、農業経営を行っていくとのことです。

以上双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。

この件につきまして皆さんから質疑等がありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第33号の整理番号4番、5番について採決を行います。原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、議案第33号の4番、5番は、原案のとおり承認することに決定しました。

11番委員の入室をお願いします。

(11番委員入室)

○議長

それでは、続きまして、同議案第33号のうち整理番号4番、5番以外について、担当委員の報告をお願いします。まず整理番号1について、2番委員お願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1について報告します。

6月23日午前10時より譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに、現地確認を行いました。

譲受人は、譲渡人のところで働いている兼業農家です。

申請地は以前、金銭的なことにより、譲渡人の手に渡っていたようです。このたび全て解決し、譲受人の手に戻ることになったようです。譲受人は、譲渡人のところで働きながら、ジャガイモと作付するとのことです。機械類もそろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続いて整理番号2番、3番を7番委員、お願いします。

○7番委員

7番です。

2番につきまして6月26日、借り人立会いのもと、現地確認をしました。

借り人は、今年度より新規に農業を始めるということで、賃貸借契約も済んでおり、芋の作付けも少し進んでいます。

今は機械が無いのですが、機械も購入して農業をやっていくということですが。

3番につきましても同じく6月26日、借り人立会いのもと、現地確認をしています。2番と同じように、まだ機械はありませんが機械も購入するというので、これから先、農業にいそしんでいくということなので、話を聞いていますので許可相当

と思われま。以上です。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」のうち、4番、5番以外について採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、議案第33号「農地法第3条の規定による許可について」のうち、4番、5番以外について許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第34号「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第34号「農地法第4条の規定による許可について」を説明します。資料は4ページになります。

下西校区鞍勇地区です。台帳地目、畑の1筆で、面積3,063平米、事務所、資材置場等に転用するものです。

申請理由は、事務所、車両置場、資材置場などで現在借用している土地の明渡しを予告されており、同施設を申請地に移転したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。周辺は山林があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されています。

移転費用は自己資金で対応するもので、残高証明で確認しています。転用は確実に行われると思われま。

なお、この案件は、面積が3,000平米を超えているため、この総会を経た後、鹿児島県農業会議の定例常設審議委員会に諮る案件となっています。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましては、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。

6月10日9時より担当調査委員2名、各担当委員推進委員並びに事務局2名、及び申請人立会いのもとで現地調査を実施しました。

現地は、前の写真にもあるように、下西のゴルフセンター前を通りまして、鞍勇地域に出る道路沿いにありました。この道路沿いには農地はありますが、ほとんどがもう遊休化してしまして、荒地もたくさんある場所です。

現地は、この道路に面していますが、周囲に農地はありません。転用しても、支障がないということで、調査委員の意見の一致を見ましたところです。

なお、現地におきましては、今後、排水により周囲等に支障を来すことのないよう、申し添えをしておきました。

申請の通り、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ただいま調査委員長から報告がありました。

担当委員からは、附則の説明はないということですので、この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第34号「農地法第4条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第35号「あっせんについて」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第35号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページです。「貸したい」の申出となっています。場所は、下西校区、池野地区です。10アール当たり9,000円を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、11番 中村裕臣委員と14番 名越委員にお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただいま事務局から説明がありました。このあっせんの件について、何か皆さんから質問等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

続きまして日程第6、議案第36号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第36号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権の移転についてです。資料は6ページです。

移転の時期は、令和6年7月1日です。

1段目です。地目田、面積2,562平米、地目畑、面積23,158平米の合計面積、25,720平米、所有権を移転する者5人、受ける者4人と1事業所で

す。

内訳については、7ページを、詳細については、8ページから19ページを御覧ください。以上です。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました。それでは担当委員の報告をお願いします。所有権移転、整理番号1番、2番について、2番委員、報告をお願いします。

○2番委員

2番です。整理番号1、2について報告します。

まず整理番号1番について、6月24日午後1時30分より譲受人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認調査を行いました。

現地は以前、譲受人が牛舎を将来建てたいということで取得した土地の近くで、申請地の取得の話をしていたようです。このたび話がまとまり、今回の申請になったようです。

譲受人は、現和在住の認定農家です。主に和牛経営を行っています。

申請地にはキビが作付されていました。

譲渡人は土地持ち非農家です。電話で確認をとっています。双方確認の結果、許可相当と考えます。

次に、整理番号2番です。6月24日午後1時より譲受人の代理人立会いのもと、担当推進委員とともに現地確認を行いました。

現地は、1枚の田になっていますが、登記上は2筆となっており、先月に1筆は所有権の移転で許可されたのですが、残りの1筆を今回追加申請するものです。

譲受人は同集落の農地所有適格法人です。機械類もそろっており、何ら問題ないと思います。

譲渡人には電話で確認をとっています。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続きまして所有権移転整理番号3について、7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号3番について報告します。

6月25日、譲受人、立会いのもと、現地を確認しました。

昨年まで現地は賃貸借契約で借りていた土地で、以前からも作物は作付けしていました。今回の譲渡人との売買契約により譲受人が土地を所有して耕作を続けていくということです。

譲受人は、機械も全てそろっており、これから先の農業に何も問題ないと思われるます。

許可相当と思われます。以上です。

○議長

続きまして、所有権移転整理番号4番について9番委員をお願いします。

○9番委員

9番です。4番について報告します。

6月16日に譲受人立会いのもと、現地確認をしました。

譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人が高齢のために、名義を変更しなければならないということで譲受人から相談を受けて、農業委員会と話し合いをして今回の申請となっています。

譲受人は、40年前から経営を引継ぎ、現在に至っています。

現在、キビを中心に、園芸もやっています。機械も全部そろっており、何ら問題はありません。

以上のことより、今回の申請は何ら問題ないと考えています。以上です。

○議長

続きまして所有権移転整理番号5番について、10番委員をお願いします。

○10番委員

10番です。整理番号5番について報告します。

昨日6月28日8時より現地調査を実施しました。譲渡人と譲受人は、親子であり、現在経営移譲を行っている状況です。

譲受人は、認定農家でもあり、現在、サトウキビと生産牛でがんばっています。

現地は、サトウキビが作付されています。

親からの農業機械等の譲渡もありまして、安定した経営がなされているところです。

申請の通り許可相当と認めます。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第36号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をします。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第7、議案第37号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

まず初めに所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。20ページをお開きください。

1段目です。期間が令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間、地目畑面積1,500平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年8月1日から令和16年7月31日までの10年間、地目畑、面積2,168平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、21ページを、詳細については22ページから23ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。
24ページをお開きください。

1段目です。期間が令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間、
地目畑、面積1,500平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年8月1日から令和16年7月31日。までの10年間、
地目畑の2,168平米、利用権の設定をする者1名、利用権の設定を受ける
者1名です。

内訳については、25ページを、詳細については26ページから27ページを御
覧ください。以上で説明を終わります。

○議長

ただいま、事務局から説明がありました、農用地利用集積計画の中間管理事業の
分が令和6年度から農用地利用集積等促進計画となっています。担当委員からの報
告はありません。

皆さんから質疑等のある方は挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、質疑を終了し、これから議案第37号「農用地利用集積等促
進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

いつものことですが、農業委員会法第14条及び第27条において、「農
業委員、推進委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を引いた
後も同様とする。」となっていますので、毎度の事ですが皆さんよろしくお
願いします。

会 長 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印